



## 森林管理認証・本審査報告書

### 公開概要情報

プロジェクト番号：	7688-JP SGS(M)F239-009
団体名：	東白川村森林組合
国：	日本
認証範囲：	15 メンバー、1,462ha から構成されるグループ認証。 人工林 86%、天然林 14%。
審査日：	2002 年 12 月 17 日 ~ 19 日
認証番号：	SGS-FM/COC-1330
発行日：	2003 年 3 月 25 日
有効期間：	5 年間
森林のタイプ：	在来種数種の人工林
森林の構成：	針葉樹優勢の混交林 複層林による植林システム
樹種構成：	ヒノキ 87%、スギ 13%
所有権：	私有林
生態タイプ：	温帯林
年間生産量：	2,700m <sup>3</sup> /年
生産物：	丸太
連絡先：	安江章吉
住所：	岐阜県加茂郡東白川村越原 46-1
Tel/Fax：	0574-78-2009 / 0574-78-2594
Email：	hinoki@rd.mmtr.or.jp
ホームページ	www.rd.mmtr.or.jp/~hinoki/

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

## 目次

<b>セクション I</b>	<b>公開概要報告書</b>	<b>1</b>
1.	認証範囲及び概要	1
2.	組織の背景	1
3.	森林管理システム	2
3.1.	自然環境の概要	2
3.2.	利用の歴史	2
3.3.	計画	2
3.4.	収穫と更新	2
3.5.	造林	3
3.6.	モニタリング	3
4.	社会経済と環境の状況	3
4.1.	社会	3
4.2.	環境	3
4.3.	法規制	3
5.	地域基準と主な法律	4
6.	審査	
6.1.	日程	4
6.2.	審査チーム	4
6.3.	ピアレビューアー	4
6.4.	審査のプロセス	4
6.5.	サンプリング	5
7.	審査結果	6
7.1.	一般的 QUALIFOR プログラムに関連した結果	6
7.2.	QUALIFOR グループ認証プログラムに関連した事項	16
7.3.	利害関係者が提起した問題	17
7.4.	ピアレビューアーによる問題提起	17
8.	長所と短所	18
8.1.	長所	18
8.2.	短所	18
9.	重大な是正要求の改善状況の詳細	19
10.	認証の推薦	19

QUALIFOR プログラム 森林管理認証・本審査報告書<日本語版>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

## SECTION II – 審査結果詳細

---

QUALIFOR チェックリスト

### 付録

---

- I. 審査日程
- II. 審査チーム履歴書
- III. オープニングクロージングミーティング出席表
- VI. 是正処置要求
- V. 連絡した利害関係者リスト

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

## セクション I 公開概要報告書

### 1. 認証範囲及び概要

本報告書は、2002年12月17日～19日の期間にSGS QUALIFORによって実施された、日本国、岐阜県、東白川村における、東白川村森林組合の審査の結果を報告するものである。

審査の目的は、森林管理協議会（Forest Stewardship Council）から認定されているSGSグループの森林認証プログラム、QUALIFORプログラムの要求事項に対して、オペレーションを評価することであった。審査範囲には、グループ認証による全ての森林管理オペレーションが含まれ、初期の15メンバー（1,462.39ha）、ヒノキ87%、スギ13%の複層林による植林システムである。東白川村森林組合は、571世帯の組合員から構成され、総面積は7,861ha、人工林面積は5,392haであり、全体をグループシステムに含める計画である。

名称	森林のタイプ	生産林面積 (ha)	保護林面積 (ha)	樹種構成	年平均 生産高 (m <sup>3</sup> )
東白川村森林 組合	天然林	0ha	204ha	-	伐採なし 保護林
東白川村森林 組合	人工林	1,462.39ha	0ha	ヒノキ、スギ	2,751m <sup>3</sup>
合計	-	1,462.39ha	204ha	-	2,751m <sup>3</sup>

### 2. 組織の背景

東白川村森林組合は、日本国、岐阜県、東白川村に所在し、同村内に森林を所有する571世帯の組合員から構成されている。同組合は、1952年に設立された。571世帯の現総組合員は、総計で7,861haの森林を所有し、内5,392haがヒノキ87%、スギ13%の人工林である。同組合は、地域の市場に組合員からの木材を販売している。少量の木炭生産を行っているが、二次的な加工は行っていない。組合は、木材の収穫及び販売に対して、歩合手数料を徴収している。

東白川村森林組合は、571世帯の組合員のうち、15名が参加するグループ認証プログラムを構築した。15メンバーで、1,462.39haを所有している。組合では、日本林業界の不況から森林認証に着手することを決定した。森林認証によって、組合員が自信を取り戻し、地域市場で木材価格にいくらかのプレミアが付くことが期待されている。

森林組合は、政府に法的に登録されている。グループ管理のための組織構成は、組合としての既存組織を基礎として構築され、組合長である村雲直樹氏がグループ管理責任者である。組合は、管理職、木材市場のスタッフも含めて31名の職員、及び27名の森林作業員から構成されている。

森林組合は、日本の森林法の改正に伴い、1952年に設立された。1980年代前半までは、第二次世界大戦中に地元住民の薪炭採集によって劣化していた森林にヒノキ、スギの植林

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

を行った。1970年代中盤より、木材市場や森林センターを設立することにより、組合員の森林から生産される木材のマーケティング活動を行った。現在、この地域は日本国内でも主要な林業地域となっており、生産されるヒノキは「東濃ヒノキ」と呼ばれ、良い材質で知られている。50年以上の経営の歴史を通して、組合では、組合員及び地域経済の支援のために、特にヒノキを中心とした木材市場の構築を目指してきた。

### 3. 森林管理システム

#### 3.1. 自然環境の概要

東白川村は岐阜県の東部に位置し、多くの山々に囲まれ標高 260m から 1,132m の斜面上に所在する。母岩として火山岩類が多く見られ、林地は樹木の成長に適している森林褐色土が広く分布している。また、年間降水量は比較的多い (1,500mm ~ 2,500mm)。極相植生は、標高の高い地域では温帯性の落葉広葉樹林、中間的な標高では広葉樹と針葉樹の混交林、標高の低い地域では、常緑広葉樹林となっている。

#### 3.2. 利用の歴史

東白川村森林組合は、日本国、岐阜県、東白川村に所在し、同村内に森林を所有する 571 世帯の組合員から構成されている。同組合は、1952 年に設立された。571 世帯の現総組合員は、総計で 7,861ha の森林を所有し、内 5,392ha がヒノキ 87%、スギ 13% の人工林である。

同組合のシステムは、小規模所有者によるグループシステムに基づいており、林班の中の小班を基本として計画が策定される。所有者はいくつかの小班を所有し、通常規模は 5ha 以下であり、いくつかの林班に分散している。1 人の所有者がいくつかの林班で異なった樹種、異なった林齢の林地を持ち、小規模な所有地が、ランドスケープに渡って分散している。さらに、同組合では、複層林施業を行っており、50 年から 60 年生の上層木の下に苗木を植栽している。

#### 3.3. 計画

計画の考え方は、複層林の樹冠を維持することで収穫時にも地表植生を維持することである。90 年生以上の成熟した樹木のみが収穫される。初回の植栽と共に、樹間植栽が行われ、生産性の維持及び、皆伐を行わず、いくつかの環境的な便益(土壌の保全)が得られる。同組合では、ヒノキまたはスギの植栽後、10 年生から 15 年生で初回、20 年生から 25 年生で 2 回目、40 年生から 50 年生で 3 回目の間伐を行い、90 年生で主伐を行うという計画である。在来種の針葉樹又は広葉樹の樹間植栽は通常、40 年生から 50 年生での間伐後に実施される。

同組合のシステムは、小規模所有者によるグループシステムに基づいており、林班の中の小班を基本として計画が策定される。オペレーションの規模が小さく、土地所有が分散されていることによってオペレーションの影響が軽減化されている。同組合の方針と目的は、全ての組合員が FSC グループ認証システムに入ることである。組合員の所有地を評価し、FSC メンバーのための新しい手順及び要求事項に合致させるために必要な記録の更新作業には時間を要するであろう。

#### 3.4. 収穫と更新

主伐と間伐のシステムは、各所有者に所有されている林小班での小規模なオペレーションを基本としている。森林への影響を最小化させるために、修羅(プレスチックスライド)、小さいトラクター及びスカイラインシステムの利用を通じて、RIL (Reduced Impact

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

Logging：影響を軽減化させる伐採手法）が実行されている。間伐、地拵え、植栽、化学物質、除草剤及び肥料の使用などの、重要なオペレーションについてガイドラインが存在している。林道技術は、岐阜県のガイドラインに基づき、小規模な作業道、幅 2.2m、縦断勾配は通常 20%以下（例：142 及び 89 林班）を基礎としている。また、保育のガイドラインには下刈り、枝打ちが含まれている。

複層林施業は、比較的新しい考え方で、その技術は日本では完全には確立されていない。成熟していない若齢の下層木がある中で 90 年生の上層木を伐採する際に、残存木に対するダメージを最小化するための明確な手順が必要とされる。

### 3.5. 造林

植栽地は、通常、複層林システムに含まれており、小班内でいくつかの樹種が樹間植栽される。間伐及び、多種類の樹種、林齢構成の植栽によって、個別の所有者及び景観全体での多様性が高められている。また、植栽では全て在来の樹種が使用されている。

### 3.6. モニタリング

モニタリング活動は、基本的にオペレーションの後に実施される。組合は、モニタリングのための手順とチェックリストを用意している。そのチェックリストには、林内での全てのオペレーション及びいくつかの環境の保護手段が含まれている。しかしながら、チェックリストを使用したモニタリング活動は開始されたばかりである。

## 4. 社会経済と環境の状況

### 4.1. 社会

東白川村森林組合は、571 世帯の組合員から構成され、総計で 7,861ha の森林を所有し、内 5,392ha がヒノキ 87%、スギ 13%の人工林である。本審査は、初期の 15 名のグループメンバー、1,462.39ha を対象として行われた。地域社会と組合員は、生計を森林に依存している訳ではなく、長期にわたる投資としての意味合いが強い。地域経済にとって、森林は木材資源、雇用、レクリエーション価値の観点から重要である。

### 4.2. 環境

急峻な斜面に多くの林分があり、林内を多くの小規模な溪流が流れている。急峻地での収穫及びその他のオペレーションでは、土壌へのダメージや事故を防ぐために特別の配慮が必要である。総面積の 85%以上が針葉樹の人工林であり、景観及び主の多様性は、残された 15%の天然（二次）林に依存している。ハナノキ（*Acer pycnanthum*）の林分が天然記念物として登録されており、同村の教育担当課がモニタリングを実施している。

### 4.3. 法規制

以下の法規制が日本での森林管理に関連している。これらのコピーや書籍は同組合の事務所に保管されている。また、審査中に面会した組合の職員はこれらの要求事項を承知していた。

- ・ 森林林業基本法
- ・ 森林組合法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 砂防法
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
- ・ 自然環境保全法

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

- ・絶滅のおそれがある野生生物の種の保存に関する法律
- ・林道規定

## 5. 地域基準と主な法律

FSC に承認された国内及び地域の森林管理基準がないため、汎用 QUALIFOR プログラムチェックリストを修正し、日本国内で使用されている管理システムを評価するための地域指標を追加した。地域指標では、国内法規制、人工林管理に対する地域 NGO の関心が考慮された。

## 6. 審査

### 6.1. 日程

本審査に先立ち、2002 年 7 月 1 日から 2 日に予備審査が SGS QUALIFOR によって実施された。予備審査では、管理システムを検証し、認証の妨げとなり得るギャップを特定した。また、収集された情報は本審査の計画時に利用され、主要な利害関係者が特定された。

本審査は、2002 年 12 月 17 日～19 日に実施された。詳細の日程表は付録 を参照。

### 6.2. 審査チーム

- ・主任審査員及びチームリーダー：森林生態及びアグロフォレストリーの分野で博士号取得。アメリカ合衆国、アジア、ラテンアメリカにおいて、20 年以上の森林及び野生生物管理の経験を持つ。
- ・地域審査員：日本国内の大学において林学を専攻。2 年間の CoC 審査の経験を持つ。農学修士（森林経理）。
- ・地域審査員：全国森林レクリエーション協会の森林インストラクターの資格を持つ。ISO14001 主任審査員。
- ・地域専門家：日本国内の大学において林学を専攻。岐阜県において林業行政及び研究分野において 30 年以上の経験を持つ。

全報告書の付録 III に 履歴書(Curricula vitae)が記されている。

### 6.3. ピアレビューアー

本報告書のレビューのために 2 名の独立した専門家が選定された。

ピアレビューアー 1 は、森林経営の分野で博士号を取得。日本国内及び海外での研究において 20 年以上の専門的な経験を持つ。現在は教育機関に所属。

ピアレビューアー 2 は、森林保護の分野で博士号を取得。日本国内での研究において 30 年以上の専門的な経験を持つ。現在は教育機関に所属すると共に森林管理マネージャーとしての業務を行っている。

### 6.4. 審査のプロセス

本審査は以下に示した手順で執り行われた。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	<b>プロジェクト番号</b>	7688-JP
	<b>対象</b>	<b>東白川村森林組合</b>

### 準備

一般的な QUALIFOR プログラムの森林管理認証用チェックリストから当審査用チェックリストが準備された。

### 利害関係者への通知

広範な利害関係者に対して、審査計画の告知、当該森林管理の問題点に関する彼らの視点を見聞するため、連絡を取った。利害関係者には環境保護団体、地方自治体、林業関係団体、森林利用者グループ、労働組合が含まれる。(全報告書付録 V 参照)

### オープニングミーティング

東白川村森林組合においてオープニングミーティングが行われた。審査の範囲が説明され、審査日程が決定された。(出席表は全報告書付録 V 参照)

### 文書審査

QUALIFOR プログラムの要求範囲への適格性を評価するため、主要な森林管理文書が審査された。方針、管理計画、システム、手順、指示、管理に関する文書の検討が含まれた。

### 現地審査

現地審査は文書化されたマネジメントシステムや QUALIFOR プログラムの要求にどれほど現地での活動が準じているかチェックする目的で行われる。スタッフやオペレーターそして請負業者に対して、彼らの活動に関連する方針、手順と作業への理解や適応を評価するために、インタビューが実行された。要求されるパフォーマンスレベルに作業が達しているか審査するため 6 箇所のサンプル地への視察が行われた。

### 利害関係者へのインタビュー

通知文書への回答から、利害関係者との会合もしくは電話でのインタビューが行われた。この目的は、利害関係者から寄せられた問題点及びそれらへの組織の対応について明確化することである。

### 概要とクロージングミーティング

現地審査の終了時、クロージングミーティングで組織マネジメントへの結論が示された。QUALIFOR プログラムに不適合な幾つかの領域が二通りの是正処置要求の一つとして発生した:

- **重大な是正処置要求** - 証明書の発行の前に是正処置、再審査が必要
- **軽微な是正処置要求** - 証明書発行の妨げにならないが、定められた一定の期間中に是正処置が必要で第一回維持審査にてチェックされる

## 6.5. サンプリング

本審査において以下の林地を訪問した。現地審査で訪問した林地は対象森林の異なった場所で行われている活動を原則として選定した。選定した林地では、新しく構築されたグループの初期メンバーの中で、植栽、伐採、地拵えなどに関する検証が行われた。

訪問した林地:

### 進行中のオペレーション

89 林班、い 70、71、72、73 小班: 村雲直樹氏所有



<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

92年生及び45年生のヒノキ、スギの混植地。間伐の実施中であった。

#### **完遂していたオペレーション**

142林班、ろ8、9、10小班。今井一雄氏所有。

42年生のヒノキ、スギ人工林。2001年に間伐実施。

67林班、は56小班。村雲直樹氏所有。

85年生のヒノキ、スギ人工林。2002年に間伐実施。

52林班、い52小班。安江真博氏所有。

19～45年生のパッチ状に植栽されたヒノキ、スギ人工林。2002年に間伐実施。

62林班、ろ60小班。稲垣彰氏所有。

80年生のヒノキ人工林に広葉樹（ケヤキ）を樹下植栽した林分。2002年に実施。

#### **その他の場所**

国指定天然記念物、字松尾 1817-2。ハナノキ (*Acer pycnanthum*) の自生北限。保護価値の高い森林。東白川村所有。

東白川村森林組合事務所

認証木材が地域の加工業者に販売される木材市場。

## **7. 審査結果**

全報告書に詳細な審査結果が含まれる。各 QUALIFOR 要求に関連した結果と幾つかの観察事項、あるいは是正処置要求が示されている。主要な問題は以下の通り討議された。

### **7.1. 一般的 QUALIFOR プログラムに関連した結果**

#### **原則 1 法律と FSC の原則の遵守**

##### **国や地域の法律と行政の要求事項の尊重**

同組合では、組合の業務に関連のある全ての法規制のリストを保持している。そのリストには、国及び、岐阜県庁による法規制が含まれている。また、同村の森林管理計画のコピーを保持しているが、この計画は、かなり一般的で、管理への要求事項を具体的には述べていない。そのため、この計画は方針としての位置付けであり、個別の森林所有者が利用できるような形での管理に関する詳細事項が含まれていない。同組合では、独立した管理計画を持ち、村の森林管理計画より非常に詳細な事項が含まれている。組合の森林管理計画は政府の要求事項に合致している。

##### **法律で定められた料金、使用料、税金や他の費用の支払**

国に対する法人税（番号：00520071）及び県に対する法人税（番号：003276031）の支払いが示された。

##### **国際協定の規定事項の遵守**

同組合では、林業に関連した国際的に拘束力のある合意のリストを保持している。そのリストは、本審査において SGS に提出され、CITES、ILO、生物多様性条約、ラムサール条約、ITTA 及び渡り鳥の保護条約が含まれていた。

##### **法律、規則および FSC の原則と規準との矛盾**

本審査では、日本国内の法規制と FSC の原則と基準の間に矛盾は特定されなかった。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

### **違法行為からの森林の保護**

同組合の組合員の森林において、違法伐採が行われているという証拠は発見されなかった。組合のスタッフは、所有者と協力し、林内での違法活動の巡視を行う予定である。

### **FSC の原則と規準へ長期間の誓約の提示**

同組合では、全ての組合員が FSC の要求事項を遵守することに言及した方針書を作成した。この方針書は、組合のホームページに掲載され、公開されている。  
([www.rd.mmtr.or.jp/~hinoki/](http://www.rd.mmtr.or.jp/~hinoki/))この方針書では、全ての天然林を生物多様性や動植物の生息地などのために保護するという構想が述べられていない。原則 7.4 も参照（**是正処置要求 01**）。また、この方針は組合スタッフに伝達され、事務所内に掲示用のポスターが作製されていた。方針書では、571 世帯の全組合員が FSC の要求事項を遵守すると述べられているが、15 名のみが、FSC のプログラムに基づき、同意書に署名している。

## **原則 2 保有権、使用権および責務**

### **土地所有権と森林使用権の提示**

東白川村森林組合は、全てのメンバーの登録簿を持ち、その登録簿には、行政の記録を基礎とした法的な土地所有権が記述されている。この登録簿は、FSC の予備審査実施後に作成された。

### **地域社会の法的または慣習的使用権**

地域社会は、許可無く森林に立ち入る法的な権利は持っていないが、組合スタッフの話によると、人々は花や山菜の採集のために森林に立ち入ることができる。組合に参加していても所有者は、土地の使用権を保持している。FSC のグループシステムのメンバーは、組合の方針及び FSC グループに参加するための手順に則った自主的な合意に基づいている。レクリエーションや採集のための森林への立ち入りに関する正式な方針がない（**観察事項**）。審査チームは、2002 年 12 月 18 日に東白川村観光協会と会合を持ち、そこでは、生物多様性の増進と人工林からの侵食の最小化を中心とした話し合いが行われた。一方、土地の所有権、使用権に関する問題は指摘されなかった。

### **所有権の主張と使用権の紛争**

同組合では、承諾や合意を目的とした公平な協議を通じた、紛争解決の手段を持っている。利害関係者との協議手順（文書番号 3.1）、及び境界に関する手順（文書番号 3.2）による紛争解決手順が準備されている。2002 年には如何なる紛争も報告されていない。

## **原則 3 先住民の権利**

適応しない。

## **原則 4 地域社会との関係と労働者の権利**

### **地域社会への雇用、トレーニング、その他のサービス**

同組合は、7 社の下請業者を利用し、間伐、植栽、林道建設などの様々な作業を行っている。地域外の業者は使用されていない。同組合で働いている全てのレベル（管理職、作業

<p style="text-align: center;">QUALIFOR プログラム</p>	<p>プロジェクト番号</p>	<p style="text-align: center;">7688-JP</p>
<p style="text-align: center;">森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</p>	<p>対象</p>	<p style="text-align: center;">東白川村森林組合</p>

員、販売関係など)のスタッフそれぞれについて完全な資格リストがある。日本国内では、森林組合によって実行される作業に対する賃金は、競争的な市場価格であり、法的な要求事項を満たしている。また、日本は、ILO の要求事項を尊重しており、組合員の林内では子供の労働が行われているという証拠は一切ない。

日本では、地域の社会基盤が適切に整備されているため、組合として一般社会に基盤を供給する必要はない。組合では、森林へのアクセスのために小規模の林道を建設することがあるが、村の利用のための社会基盤という位置付けではない。地域社会は、非木材林産物 (NTFP)、通常は山菜、を採集することが許されている。

### **健康や安全に関する規則の遵守**

同組合では、作業員の安全のための 5 原則を含む安全計画を持っている。「安全衛生委員会」は 2 ヶ月に一回開催され、会合の記録が残されていた。

同組合では、正式なチェックリストを使った、作業員の安全のための内部モニタリング(安全パトロール)を行っている。審査チームによって検査されたチェックリストでは、要求事項に対する不適合は報告されていなかった。また、全ての作業員に対して PPE( personal protection equipment : 保護のための装備)の使用が求められている。作業員や下請業者が装備を使用しているかは組合が監視している。審査チームは、89 林班において、3 名の作業員に会い、適切な PPE が着用されていることを確認した。それらには、ヘルメット、手袋、防護用ズボン、ブーツなどが含まれている。作業員は、救急箱を携帯していたが、十分に中身が補充されていなかった(観察事項)。

2002 年には、事故は一件のみ(除草機による)報告されている。その事故は深刻なものではなく、入院の必要はなかった。事故は 2002 年 8 月 29 日に発生している。安全衛生に関する記録は 1999 年以降、維持されている。日本では、医療機関が発展しており、村には診療所があり、地元の病院での救急医療が利用可能である。また、同組合では、10 名が応急処置の正式な訓練を受けており、地元の消防署から免状が発行されている。

### **労働組合を組織し、雇用主と交渉を行う労働者の権利**

日本の労働者は、自由に労働組合を組織する権利を持っている。現在、同組合のスタッフで組合に所属している者はいない。組合の作業員及び下請業者は、安全衛生委員会に意見申し立てをすることができ、そうした意見は 2 ヶ月に一回の会合で発言される。作業員からの意見は、安全衛生委員会で検討され、作業員から提起された紛争は、影響を受けるスタッフに対して、個別に対応される。審査時にインタビューを行ったスタッフからは、組合の経営に関する主張は聞かれなかった。

### **社会的な影響の評価と協議**

組合の管理している森林の中には何箇所かの神社があるが、現在の FSC メンバーの森林にはない。文化的な場所は、東白川村の教育担当課によって特定され、FSC メンバーの森林以外でも組合によって保護されている。入会審査手順(文書番号 3.12)の一環として、社会的影響評価が行われ、オペレーションが及ぼす可能性がある社会的な影響について特定している。例：村有林では、学童のレクリエーション及び教育のための森林が特定されている。レクリエーション目的で特定され、維持が計画されている森林の事例：100 林班、24 小班の 3.55ha。

同組合では、調査簿に詳述されている長期計画と概要説明とが一致していない。概要説明では、保護林とされていた林分が、調査簿では生産林となっていたという客観的な証拠が

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

出ている（原則 7.1 も参照）（**是正処置要求 02**）。一方、最新版の利害関係者リストが、審査チームに提出された。

審査チームは、2002 年 12 月 18 日に東白川村観光協会と会合を持ち、そこでは、生物多様性の増進と人工林からの侵食の最小化を中心とした話し合いが行われた。観光協会の懸念は、林道が景観を損ない、人工林によって村内を流れる白川の混濁が引き起こされたということであった。観光協会は、森林組合に対して、生物多様性を増進させ、林道建設を最小化するように求めた。同村では、総会（年間 7,8 回程度）が開催され、農業、林業、観光など様々な問題が取り上げられる。組合の代表者は、林業関係の問題に対応するために、総会に出席している。

同組合のシステムは、小規模所有者によるグループシステムに基づいており、林班の中の小班を基本として計画が策定される。所有者はいくつかの小班を所有し、通常規模は 5ha 以下であり、いくつかの林班に分散している。オペレーションの規模が小さく、土地所有が分散されていることによってオペレーションの影響が軽減化されている。同組合の方針と目的は、全ての組合員が FSC グループ認証システムに入ることである。組合員の所有地を評価し、FSC メンバーのための新しい手順及び要求事項に合致させるために必要な記録の更新作業には時間を要するであろう。

#### **苦情や損害賠償の解決**

同組合は、利害関係者との協議手順（文書番号 3.1）及び境界に関する手順（文書番号 3.2）による紛争解決手順を持っている。2002 年には如何なる紛争も報告されていない。

#### **原則 5 森林のもたらす便益**

##### **全ての環境的、社会的、オペレーショナルコストを勘定に入れた経済的持続性**

同組合では、手順を見直し、社会的、環境的な側面、及び FSC グループの要求事項に関連する費用に対する準備を含めている。組合の予算は、主に収穫と植栽の計画に基礎をおいているが、実際には複層林システムで植栽が限定されている中で間伐が主体となっている。

1 人の所有者がいくつかの林班で異なった樹種、異なった林齢の林地を持ち、小規模な所有地が、ランドスケープに渡って分散している。さらに、同組合では、複層林施業を行っており、50 年から 60 年生の上層木の下に苗木を植栽している。計画の考え方は、複層林の樹冠を維持することで収穫時にも地表植生を維持することである。90 年生以上の成熟した樹木のみが収穫される。初回の植栽と共に、樹間植栽が行われ、生産性の維持及び、皆伐を行わず、いくつかの環境的な便益（土壌の保全）が得られる。樹間植栽を行うことで、大規模な皆伐及び土壌の露出が避けられ、土壌の侵食などの環境的な便益が得られる。

##### **林産物の最適な利用と地域での加工**

同組合では、50 年から 60 年生の林分に異なった樹種を植栽する複層林施業を含む、人工林管理に焦点を当てている。収穫プロットによる資源調査が行われており、間伐及び主伐時には、伐採される林木にマークが付けられる。また、FSC グループシステムには 203.97ha の天然二次林が含まれている。これらの林分は生産目的では管理されず、生物多様性、動植物の生息地、レクリエーションなどのために保護地として保存される。

審査チームは、同村の製材協同組合にインタビューを行った。製材協同組合では、製材のみを生産しており、販売の 99% がヒノキであり、東白川村森林組合から供給される原材料は約 15% である。製材協同組合では、FSC の CoC 認証の取得を計画しており、認証製品の取引の発展を期待しているということであった。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

### 廃材の最小限化と森林資源の損害回避

訪問した何箇所かの林地では、間伐作業による廃材が非常に多く見られた。また、廃材のモニタリングや最小化に取り組んでいるという証拠が得られず、間伐作業に伴う、廃材のモニタリング、及び最小化のためのシステムが欠如している（**是正処置要求 03、軽微**）。同組合の組合による林内での加工は行われていない。

### 森林管理と地域経済

地域市場向けの木炭が少量生産されている。年間の生産量は約 3,000kg である。

### 森林のサービスと資源の価値の維持

個別の組合員は、それぞれの所有地の生態を維持することに関心があり、複層林の造成や天然林の保護を行っている。所有地は小規模で、多くが複数の林班に分散しているため、システムの規模が、水源管理のようなランドスケープレベルの森林のサービスを提供するには適していない。しかしながら、同組合が実施している、複層林施業、RIL（影響を軽減化させる伐採手法）、バッファゾーンの設置により、森林のサービスや資源が維持、保全されるシステムが提供されている。

### 収穫レベル

伐期齢を 90 年とするスケジュールに基づき、植栽、間伐が実行されるため、90 年生に到達するまでは未成熟な林木が林分に残されることになる。追加的に樹間植栽が行われ、伐採される 90 年生の林木の後を引き継ぐことになる。持続性は、収穫後の植栽が基本となっている。長伐期のため、森林の生産性が低下しているという証拠は見られなかった。同組合では、選ばれたメンバーの所有地について成長量を計測しているが、審査中には土壌の質、タイプに関連する成長量を検証するためのデータを見ることができなかった。また、非木材林産物については、行政によって規制されている狩猟を除いて、計測が行われていない。

## 原則 6 環境への影響

### 環境への影響の評価

環境に対する影響の評価は、手順書 3.3 に従って、間伐または収穫作業の前に実施される。評価には、常時水が流れている溪流沿いのバッファゾーン、希少な植物、野生動物の生息地の特定が含まれている。急傾斜地は環境面での問題とは考えられておらず、生産林に含まれていた。常時水が流れている溪流に隣接している、急傾斜地（傾斜 50° 以上）を観察したところ、生産林として区分されていた（142 林班、8,9,10 小班）が、所有者は保護する意向を示した。メンバーの管理計画の中で溪流に隣接している急傾斜地の保護が十分に特定されていなかった（**是正処置要求 04、軽微**）。

全ての天然林は、生物多様性、動植物の生息地、水源、レクリエーションなどのために保護林として保存される。また、植栽樹種（ヒノキ、スギ）は日本の岐阜地域では在来種と考えられる。

### 希少種、危急種、絶滅危惧種の保護

同組合は、全ての天然林を、生物多様性や RTE 種の生息地などのための保護地として指定した。字松尾 1907 2 の村有の天然林（1.70ha）を訪問した。その林分には、希少な樹種（ハナノキ：*Acer pycnanthum*）の存在が知られており、現在保護されている。同村の

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

教育担当課の目的は、その林分を自然状態で保全することである。その樹種のさらなる繁殖は計画されていない。

バッファゾーン内の針葉樹を間伐し広葉樹の繁茂を促すという、バッファゾーンの方針がある。この方針は、広葉樹を保全することで溪流保全の明確な手段を提供するために同組合が策定したものである。

岐阜県のレッドデータリストを利用し、以下の種が同村内に存在する可能性があるとして特定された。

植物：

リョウノウアザミ (*Cirsium Grandirosuliferum Kadota*)

カヤラン (*Sarcochilus japonicus*)

動物：

ポンドモモンガ (*Pteromys momonga Temminck*)

スナヤツメ (*Lampetra mitsukurii Hatta*)

ギフチョウ (*Luehdorfia japonica Leech*)

キマダラルリツバメ (*Spindasis takanonis*)

希少種保全のための手順が作成されている。その手順では、作業員が該当する生物を目撃した際には組合に報告することになっている。グループに参加している所有者の規模が小さいので、個別のメンバーが希少種の保全に寄与できる程度は限定されている。希少種の保全に関する主要な要素は、生息地や生物多様性を目的とした天然林及び広葉樹の保全（ハナノキの自生地も含まれる）を通して達成される。

認可された狩猟と釣りは、組合ではなく、岐阜県によって認可、規制が行われている。保護目的で天然林を保存する点については、組合の方針及び管理計画の中で正式に記述されていない（**観察事項**）。

### **生態学的機能と価値の保護**

同組合では、各メンバーの所有地に、いくつかの樹種を樹間植栽し、複層林施業を展開するための方針及び手順を持っている。この方針は、環境的機能の維持に必要な多様性を推進している。保育的な間伐と樹幹植栽は、生態及び資源に適していると考えられる。植栽される樹種は全て在来種である。

### **現存するエコシステムの代表的サンプルの保護**

同組合では、全ての天然林を生物多様性及び RTE 種の生息地のために保護地として指定した。現在の FSC グループシステムに含まれる、総面積、1,462ha のうちの 14%、204ha が天然林である。

施業指針（文書番号 2.2）によると、人工林内の広葉樹は残される。また、針葉樹人工林内のバッファゾーン内に広葉樹を導入する手順が作成されている。92 林班、60 小班では、試験的に 80 年生のヒノキの下層に広葉樹が植栽されている。以上のような、生物多様性増進を目的として既に実施されている施業があるため、追加的には人工林に天然林を復元する長期的な計画はない。

### **オペレーション中の土壌侵食、森林損傷、水資源の保護**

修羅（プレスチックスライド）、小さいトラクター及びスカイラインシステムの利用を通じて、RIL（Reduced Impact Logging：影響を軽減化させる伐採手法）が実行されているが、そのシステムがガイドラインの中に適切に記載されていない。間伐のガイドラインが

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

あるが、材積、密度、スケジュール等についての目標を明確に規定していない。植栽のガイドラインは、人手による植栽が求められているが、化学物質、除草剤、肥料の使用について言及されていない。地拵えに関するガイドラインでは、重機の使用を排除し、広葉樹の保存、廃材からの溪流の保全等が含まれている。しかしながら、これらのガイドラインの中で、RIL、間伐、植栽に関する現在のシステムが十分に記載されていない（**是正処置要求 05、軽微**）。

林道技術は岐阜県のガイドラインに基づいているが、法の切取、建設による影響の最小化について十分に対応していない（**観察事項**）。林道の多くは、小規模な作業道、幅 2.2m、縦断勾配は通常 20%以下（例：142 及び 89 林班）である。また、保育のガイドラインには下刈り、枝打ちが含まれている。

バッファゾーンは、手順書 2.4 に基づき、常時水が流れている溪流に対して設定される。バッファゾーンの幅は最低 5m 以上で、下層植生を繁茂させる。しかしながら、142 林班の観察では、グループメンバーでない組合員の森林で小さな溪流沿いの樹木が伐採されており、バッファゾーンが徹底されていなかった（**観察事項 - 部分的な認証**）。

#### **化学物質を使用した病害虫管理**

同組合では、組合員によって使用される化学物質のリストを作成しており、全て国内で許可されている物質であった。禁止された化学物質は観察されず、WHO の 1a 及び 1b に該当するものも使用されていなかった。同組合での作業の中では、化学物質及び油の使用は非常に限定されており、また、手順書 2.6 で明確に規定されている。この手順書では、指示及び PPE（保護のための装備）の使用による、化学物質取扱いのための方法を詳述している。

#### **化学薬品、容器、液体、固体の非有機廃棄物の使用と処理**

廃棄物及び化学物質の容器の処理については、手順書 3.9 が規定している。農協が、容器、空のボトル、袋などを余った化学物質と共に回収する。農協は、日本国内の規制に従い、このような活動を行っている。

#### **生物的防除、遺伝子組換え有機体の使用**

生物的防除、遺伝子組み替えされた生物は使用されていない。

#### **外来種の使用**

外来種は植林されておらず、全ての樹種は岐阜県の在来種である。

#### **森林の人工林あるいは他の土地利用への転用**

同組合の組合員の中では、森林の転換は起こっていない。

### **原則 7 管理計画**

#### **管理計画の要求事項**

グループメンバー所有地のリスト及び活動のスケジュールから構成される、包括的な組合の管理計画がある。しかしながら、天然林の保護に関する方針が明確に記載されていない（**是正処置要求 01、軽微**）。203.97ha の天然二次林が FSC のグループシステムに含まれ

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

ている。この天然林は、生産目的では管理されず、生物多様性、動植物の生息地、レクリエーションなどのために保護される。また、調査簿に詳述されている長期計画と概要説明とが一致していない。概要説明では、保護林とされていた林分が、調査簿では生産林となっていた（**是正処置要求 02、軽微**）。

現状では、立木密度及び材積をモニタリングするために間伐後にサンプルプロット調査が行われている。固定プロットを用いた、人工林の動態をモニタリングするための明確なシステムがない（**是正処置要求 06、軽微**）。

急傾斜地は環境面での問題とは考えられておらず、生産林に含まれていた。バッファゾーンが設定されている常時水が流れている溪流につながっているような急傾斜地の保全について十分に考慮されていない。常時水が流れている溪流に隣接している、急傾斜地（傾斜 50° 以上）を観察したところ、生産林として区分されていた（142 林班、8,9,10 小班）が、所有者は保護する意向を示した（**是正処置要求 04、軽微**）。

何名かのメンバー（142、89 林班）の林地の地図が、作業道及び、保全するバッファゾーンの特定について、現地の状況と異なっていた。小班図では、作業道とバッファゾーンについて、確実に反映しておらず、小班の管理計画は、保護すべき特質、もしくは、影響最小化のためのシステムについて、不明確であり、首尾一貫していない（**是正処置要求 07、軽微**）。

#### **管理計画の改訂**

グループシステムの管理計画は、策定されたばかりである。管理計画は、認証プログラムの成長に伴い、継続的に改定されると述べられている。

#### **森林作業者のトレーニングと監督**

同組合で働いている全てのレベル（管理職、作業員、販売関係など）のスタッフそれぞれについて完全な資格リストがある。組合では、公共の訓練コースに作業員が参加する費用を負担している。また、上級のスタッフは、森林技術者、管理者などの資格を持ち、20 年以上の現場経験を持っている。

#### **管理計画要素の公開**

管理計画及びモニタリングの記録は、公開されていなかった。森林組合の方針、目標、グループシステムの記述、総生産林面積、保護林面積、年間生産量、樹種、モニタリング結果などについて、概要が公開されていない（**是正処置要求 08、軽微**）。

### **原則 8 モニタリングと評価**

#### **モニタリングの頻度、厳しさ、一貫性**

収穫、間伐、植栽、保育、集材、林道建設に関連するモニタリング用チェックリストが作成されている、しかしながら、それらには、バッファゾーンの保全や溪流水質については十分に記載がない（**是正処置要求 09、軽微**）。また、固定プロットを用いた、人工林の動態をモニタリングするための明確なシステムがない。

同組合は、グループメンバーのモニタリング手順（文書番号 1.4）を作成した。モニタリングは、林内でのオペレーション後に実施される。手順書 1.4 及びチェックリストによる、モニタリング活動は開始されたばかりである。モニタリング記録は、グループメンバーの文書内に保管されている。



<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

### モニタリングのための調査とデータ収集

収穫材積は、現場では粗くカウントされ、販売時に正確に計算される。全ての記録は利用可能である。固定プロットを用いた、人工林の動態をモニタリングするための明確なシステムがない（**是正処置要求 06、軽微**）。

収穫、間伐、植栽、保育、集材、林道建設に関連したチェックリストで、バッファゾーン及び渓流水質の保全について十分に記述されていない（**是正処置要求 09、軽微**）。

### Chain-of-Custody

手順書 3.5 が CoC 管理のために作成された。全ての認証木材は、伐採地において識別のための印が付けられ、組合のトラックで土場まで輸送される。東白川村森林組合の土場（木材市場）では、丸太にチケットが貼り付けられる。全ての丸太の生産地は、チケット及び生産記録に記載される。販売に関する伝票及び販売記録は、組合事務所において保管される。また、台帳（文書番号 11）に、認証丸太の生産及び販売が全て記録される。

### モニタリングの結果の管理計画への導入

モニタリング用チェックリストが記録として保管されている。固定プロットを用いた、人工林の動態をモニタリングするための明確なシステムがない。軽微な**是正処置要求 06**を参照。管理計画は新しく、まだ改定されていない。モニタリング活動は、FSC 推進委員会に報告される。FSC 推進委員会は、グループシステムと管理方針の改定に責任を持ち、毎年開催される。

### モニタリング概要の公開

組合の方針、目標、グループシステムの記述、生産林面積、保護林面積、年間生産量、樹種、モニタリング結果などが含まれた管理計画の概要版が公開されていない（**是正処置要求 08、軽微**）。

## 原則 9 保護価値の高い森林

### 保護価値特質の決定の評価

一般的には、本原則は小規模の人工林には適応されない。しかしながら、小面積（1.7ha）のハナノキ（*Acer pycnanthum*）の自生地（字松尾 1817 2）が、保護林として特定された。この林分は、ハナノキの自生の北限として知られ、1922 年に国の天然記念物として指定を受けた。この 1.7ha の森林は、東白川村が所有し、村の教育担当課によりモニタリングが行われている。現在、教育担当課が、定期的な巡視と歩道の管理を行っている。さらに、203.97ha の天然二次林が FSC グループシステムに含まれている。この天然林は、生産目的ではなく、生物多様性、動植物の生息地、レクリエーションなどの目的で保護される。また、人工林内の広葉樹も多様性増進のため維持される。

### 協議過程

メンバー及び地域社会との協議は定期的に行われる。ハナノキの自生地は、1922 年に国の天然記念物に指定されたため、同村はそのモニタリングの長い歴史を持っており、村民はその森林の価値を認識している。現在、村によって定期的な巡視と歩道の管理を行っている。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書&lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

### **保護価値特質の維持と強化の方法**

特定された森林は、活発に管理されていないが、保護地として保存されている。

### **有効性の評価のモニタリング**

人工林に対しては適応されないが、小面積のハナノキの自生地が国指定天然記念物として、1922年から保護されており、同村はモニタリングの長い歴史を持っている。

## **原則 10 植林**

### **管理計画の目標の記述**

管理計画には、人工林管理の目的が記載されている。伐期齢 90 年（ヒノキ）により、高品質の木材を生産し、多くは住宅建築に使用される。同組合は、1952年に設立され、571世帯の現総組合員は、総計で 7,861ha の森林を所有し、内 5,392ha がヒノキ 87%、スギ 13%の人工林である。

### **植林デザインとレイアウト**

林野庁の規制に従い、東白川村内に分散した小規模所有地の植林が実施されてきた。同組合は、個別の小班に林地の情報（人工林か天然林か）のデータセットを持ち、そのデータは地図に連関している。

試験的に広葉樹が植栽されている。施業指針（文書番号 2.2）によると、人工林内の広葉樹は残され、バッファゾーン内に広葉樹を導入される。天然林は、保護地として維持され、非常に重大な生物多様性を提供している。

### **構成の多様性**

ヒノキが広範囲に植栽されている。利害関係者から、広範囲のヒノキの植栽によって景観の多様性が失われたという意見が出された。しかし、人工林内の広葉樹は残され、バッファゾーン内に広葉樹を導入される。天然林は、保護地として維持され、非常に重大な生物多様性を提供している。

### **樹種選択**

植栽樹種は、ヒノキ 87%、スギ 13%であり、両樹種ともに、日本、岐阜県の在来種である。外来種の植林は行われていない。

### **天然林の回復**

天然林復元のための計画はないが、人工林内の広葉樹を残し、バッファゾーン内に広葉樹の導入を行っている。天然林は、保護地として維持され、非常に重大な生物多様性を提供している。

### **土壌と水資源への影響**

バッファゾーンは、手順書 2.4 に基づき、常時水が流れている溪流に対して設定される。バッファゾーンの幅は最低 5m 以上で、下層植生を繁茂させる。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

2002年11月に間伐が実施された、52林班、14～17小班を訪問した。ここでは、小規模な溪流沿いのヒノキが伐採され、広葉樹のためにギャップが作られていた。組合は全ての天然林を保護することを約束している。現在のFSCグループシステムに含まれる、総面積、1,462haのうちの14%、204haが天然林である。

#### **害虫、病気**

対象地域では、深刻な病虫害は発生していない。手順1.4に従い、モニタリング活動が実施される。

#### **影響、樹種テスト、所有権に関するモニタリング**

各メンバーが行うオペレーションの規模は、林班の中の小班を基礎とした小さいものであるため、林地に与える影響は重大でない。組合では、RILシステムを週アック及び間伐で行っているが、急傾斜地が環境的に問題であるとは考えられていなかった。

#### **1994年11月以降の地域の自然林から植林への変換**

1994年以降、転換は行われていない。また、グループ森林に含まれる全ての天然林を保全することが約束された。

## **7.2. QUALIFOR グループ認証プログラムに関連した事項**

### **セクション1：管理責任**

森林組合は政府に法的に登録されている。グループ管理のための組織構成は、森林組合長をグループ管理責任者とし、組合としての既存の組織構成を基礎として構築された。組合は、管理下にある全ての森林を対象とする森林管理方針を策定している。その方針の中に、FSCの原則と基準の遵守が明確に述べられている。

グループ管理の責任及び各職の役割については、2002年7月20日付の森林認証管理規定（文書番号1.1）に規定されている。

### **セクション2：グループ管理システム**

FSC推進委員会は、グループ管理責任者を議長として毎年開催される。この委員会は、方針の改定、モニタリングによって発生した是正処置要求への対応、及びグループメンバーの変更に対して、責任を持っている。

また、組合では、グループメンバーのモニタリング及び内部監査の手順を策定している。（文書番号1.4）

### **セクション3：グループメンバー**

同組合は総計で571世帯の組合員を持っているが、15名がグループメンバーの同意書に署名している。同意書（グループ書式番号2.1）は、グループへの参加要件を記載するとともに、関連する文書を参照している。初期のグループメンバーには、個人及び村が含まれている。メンバー申請（文書番号1.2）及び、脱退・除名（文書番号1.3）のための手順が確立されている。各グループメンバーのための入会審査は、入会審査手順（文書番号3.12）及び、入会審査チェックリスト（グループ書式番号2.2）に基づいて実施された。入会審査の記録は全て組合事務所において保管されている。

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

#### セクション4：グループメンバーのモニタリング

同組合は、グループメンバーのモニタリング及び、内部監査手順（文書番号 1.4）を作成した。モニタリングは、林内でのオペレーション後に実施される。手順書 1.4 及びチェックリストによる、モニタリング活動は開始されたばかりである。モニタリング記録は、グループメンバーの文書内に保管されている。

#### セクション5：文書管理

同組合では、グループ認証システム及び森林管理に関する全ての文書を事務所に保管している。グループシステムの文書は、比較的新しく、改定は行われていない。グループメンバーの変更に従う、文書の改定は、維持審査において確認する必要がある。

#### セクション6：内部の CoC

CoC 管理のために手順書 3.5 が準備された。全ての認証木材は、伐採地において識別のための印が付けられ、組合のトラックで土場まで輸送される。東白川村森林組合の土場（木材市場）では、丸太にチケットが貼り付けられる。全ての丸太の生産地は、チケット及び生産記録に記載される。販売に関する伝票及び販売記録は、組合事務所において保管される。また、台帳（文書番号 11）に、認証丸太の生産及び販売が全て記録される。

#### 維持審査時に推奨されるサンプリング手法

同組合では、認証取得後にグループメンバーの増加を計画しているため、審査チームは、維持審査において新規のメンバーを訪問し、評価する必要がある。

### 7.3. 利害関係者が提起した問題

以下の事項は審査での観察に貢献し、組織によって行われたこれらに対して行った活動は、次回の維持審査時に確認される。

問題提起	回答
針葉樹の人工林と林道建設によって、水質の保全及び景観上の問題が発生している。	審査チームは、問題提起をした利害関係者及び組合マネージャーにインタビューを行い、組合と利害関係者の間に継続的な協議が行われていることを確認した。
廃材の管理が不十分である。	是正処置要求 03 によって、間伐作業中の廃材の最小化及びモニタリングが要求された。

### 7.4. ピアレビューアーによる問題提起

この報告書は二人の第三者 (Independent) のピアレビューアーによって再検討された。以下の事項が提起された。

問題提起	回答
FSC のガイドラインによると、グループ本部 (Group Entity) は法人であることが	審査チームは、予備審査において、同組合の登記簿を検査し、同組合が政府に法的に登録

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

求められている。本審査報告書では、この点について十分な記載が無い。	されていることを確認した。
東白川村森林組合は個人所有者から構成されているので、管理主体を評価する上で、3日間という審査日数では不十分である。個人所有者のふるまいは必ずしも一致しないものである。15メンバーのうち、4メンバーの所有地しか訪問しておらず、不十分である。	同組合は、明確に整った手順によってグループ管理システムを構築した。審査チームは、初期のメンバーのうち、25%以上を選定している。システムが、統一的に実施されているため、グループメンバーのサンプリングについては、管理システムを評価する上で適切なレベルに入っているものと考ええる。
急傾斜地に対して是正処置要求04が行われた。日本では、地形的な要因により、急傾斜地での施業が一般的である。そのため、日本国内では、是正処置要求04は厳しすぎるものと考えられる。	FSCは土壌保全及び渓流水質の維持を求めており、これらは地形から直接的な影響を受けるものである。審査チームは、水質保全のために急傾斜地に関して、追加的な活動が必要であると考えた。伐期齢が90年であるため、急傾斜地で大径木の伐採が行われるが、その場合、適切な伐採技術とバッファゾーンによって対応されなければならない。

## 8. 長所と短所

### 8.1. 長所

1952年の設立以来、東白川村森林組合は、FSCの要求事項に沿った小規模所有者によるグループシステムを発展させてきている。基礎となっているのは、

- ほとんどの主要な活動に関してメンバーによって合意を得た手順やガイドラインが整備されている。ほとんど全ての活動は組合のスタッフによって、所有者との協議の下で、実行される。
- 村レベルの一貫したコミュニケーションによって、地域の利害関係者の意見を取り入れている。
- 天然林を保護林及び広葉樹の育成のために保護し、人工林内では複層林施行を実施している。
- 影響、侵食の最小化、及び水質保全のために、RILシステムを採用し、バッファゾーンを設定している。木材の搬出のために小規模の作業道を利用している。

### 8.2. 短所

9件の軽微な是正処置要求が下記の記述通り発生した。下記の表の要求事項番号は、FSC原則と規準のどの規準について評価したのか、QUALIFORプログラムで使用された指標を示す。

是正処置番号	QUALIFOR 要求 (FSC P&C)	記述

<b>QUALIFOR プログラム</b> <b>森林管理認証・本審査報告書 &lt;日本語版&gt;</b>	プロジェクト番号	7688-JP
	対象	東白川村森林組合

是正処置番号	QUALIFOR 要求 (FSC P&C)	記述
01	1.6, 7.4	全ての天然林を生物多様性や動植物の生息域などのために、保全するという計画が、方針の中で明確に言及されていない。
02	4.4.2, 7.1.8	森林組合が管理計画を策定する中で、調査簿に記述されている長期計画と概要説明とが一致していない。
03	5.3	間伐作業で発生する廃材のモニタリング及び最小化を行うためのシステムがない。
04	6.1, 7.1	急傾斜地が、環境的に問題があるとは考えておらず、生山林に含まれていた。 急傾斜地の保護の方法が十分に特定されていなかった。
05	6.5	現在行われている、環境に配慮した収穫( Reduced Impact Logging : RIL)、間伐、植栽方法が、ガイドラインの中で十分に記載されていない。
06	7.1.5, 8.2	固定プロットを用いた、人工林の動態をモニタリングするための明確なシステムがない。
07	7.1.8, 7.1.11	小班の地図において、作業路及びバッファゾーンの記載が一致していない。小班的な管理計画では、保護すべき特質及び影響を最小化するためのシステムについて、明確かつ首尾一貫したやり方で特定していない。
08	7.4, 8.4	森林組合の方針、目標、グループシステムの記述、総生産林面積、保護林面積、年間生産量、樹種、モニタリング結果などについて、概要が公開されていない。
09	8.1, 8.2	環境面をモニタリングするためのチェックリストで、バッファゾーン及び渓流水質の保全について十分に記述されていない。

## 9. 重大な是正要求の改善状況の詳細

本審査においては、重大な是正処置要求は行われなかった。

## 10. 認証の推薦

前項の如く、重大な是正処置要求が行われなかったため、審査チームは、日本国、岐阜県、東白川村における、東白川村森林組合のグループによる森林管理認証を推薦する。  
未解決の軽微な是正処置要求は証明書の妨げにならないが、東白川村森林組合は第一回維持審査の前に同意した是正を執り行うことを要求される。証明書発行日より約6ヶ月後の第一回維持審査において、SGS QUALIFORによってこれらが確かめられる。満足な是正がされていた場合は、是正処置は「完了」される。そうでない場合、軽微な是正処置要求は重大な是正処置要求に変更されることになる。